税制改正及び税務行政に関する意見書

支部　小牧支部

氏名　調査研究委員会

項目				
税制	国税	１．国税通則法	２．所　得　税	３．法　人　税
		４．相　続　税	５．消　費　税	６．その他国税
	７．地　方　税			
８．　税務行政				

改正意見

相続税法の障害者控除について、障害者が85歳以上の相続人についても、税額控除をできるようにすること。

理　　由

現行の相続税法の障害者控除は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、85歳未満の障害者であるときは、85歳に達するまでの年数（その年数が1年未満であるとき又はその年数に1年未満の端数があるときは、それを1年として計算する。）について1年当り10万円（特別障害者は20万円）の税額控除を認めている。

この障害者控除の規定は、心身に障害のある者の場合は、一般的にそうでない人に比して、より多くの生活費を必要とする点を考慮して、その心身障害者の生活保障に資するために昭和47年に設けられたものである。当時の平均寿命を考慮して、70歳未満となっていたところ、平成22年の改正により、平均寿命の伸びを考慮して、85歳まで引き上げられたところである。ちなみに、平成22年（2010年）当時の平均寿命は、男性が79.55歳、女性が86.30歳であり、令和6年（2024年）の平均寿命は、男性が81.09歳、女性が87.13歳となっており、平均寿命はそれほど延びてはいない。

しかしながら、90歳まで生存する者の割合は男性25.8％、女性50.2％となっている。（『令和6年（2024）簡易生命表』厚生労働省）

そのため最近の相続の事例では、85歳以上の者が相続人となることも多く、しかも、その中には障害者として寝たきり等で施設に入所しているケースも多い。

このようなケースでは、相続人が障害者であるにもかかわらず85歳以上であるからいって、相続税法上の障害者控除を全く認めないことは、その者にかかる施設費用や入院費用などの費用負担を考慮すると、著しく公平性に欠けているものといえる。

関係条文

相法19の4

（注）　要望項目の番号に○印を付けて下さい。なお、２項目以上に関係するものについては、該当項目の全てに○印を付けて下さい。

税制改正及び税務行政に関する意見書

支部　小牧支部

氏名　調査研究委員会

項目					
	税制	国税	１．国税通則法	２．所　得　税	３．法　人　税
			４．相　続　税	５．消　費　税	６．その他国税
		７．地　方　税			
	８．　税務行政				

改正意見

物納の要件を緩和すること。

理　　由

現行の規定では、まずは延納が認められるかどうかを検討すべきこととなり、いきなり物納は認められない仕組みとなっている。また、納付困難額の算定においては、生活費として通常必要な金額の3ヶ月分及び事業継続に必要な金額の1ヶ月分しか考慮されていない。

最近の長寿社会では、相続発生時期も90歳前後という例も珍しくなく、また、残された配偶者や子の収入も年金収入のみといった方が多いのが実情であり、老後の生活費にも不足が生じかねない。また、遺産の大半が不動産である家庭においては、相続税を納付するために相続した土地を売却せざるを得ないケースも多く、土地譲渡によってさらに所得税住民税の負担もかかることもあり手残り金額が少なくなってしまう（相続税額の3年以内取得費加算の規定はあるものの、取得費加算であるため税額圧縮効果は小さい。）。

そこで、物納の要件を緩和し、①延納によっても金銭納付ができないことの要件を撤廃する、②生活費として通常必要な金額を例えば5年分または10年分などとするなど、物納制度が使いやすいものとなるようにしていただきたい。

従来の物納申請事案の多寡や事務処理に長期間を要していた問題点は、物納適格財産を厳格化することによって申請事案数を絞ることが可能であるので、要件緩和によって税務署の事務負担や処理遅延が生じるおそれも少ないものと考える。

関係条文

相法41、相令17

（注）　要望項目の番号に○印を付けて下さい。なお、２項目以上に関係するものについては、該当項目の全てに○印を付けて下さい。